

東峰村災害復旧支援（2年目）

派遣先 東峰村 建設水道課 災害対策室
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 松田 敬三
活動期間 平成30年4月2日～（継続中）

1 2年目の業務開始 平成31年4月1日

平成29年九州北部豪雨災害発生の翌年、平成30年4月から東峰村へ災害派遣の任期付職員に採用され、単身赴任で災害復旧業務にあたっている。当初の任期は平成30年度の1年間であったが、復旧完了箇所が少なく、また、入札不調により施工業者の決定が遅れ着手したばかりの工事があったため、引続きの勤務の希望し、2年目の業務を開始した。（この日、新しい元号「令和」が発表された。）

2 平成31年度・令和元年度 東峰村建設水道課災害対策室公共土木災害担当

業務内容は前年度に続き公共土木施設災害復旧事業による復旧工事の施工で、実施設計書の作成、工事監督、変更設計書の作成が主である。職員の構成は、

- 福岡県から2名（前年度からの継続1名、新規派遣1名。）
- 東峰村任期付職員1名（前年度からの継続。）
- 民間企業派遣者1名（前年度からの継続。）
- 北九州市から4名（前年度からの継続3名、新規派遣1名。）

以上8名。令和元年7月に、東峰村任期付職員1名が平成30年7月豪雨で被災した岡山県の災害復旧のために転職。以降は7名となる。

3 担当工事について 令和2年2月まで

平成29年7月九州北部豪雨災害により災害査定を受けた115箇所のうち16箇所、平成30年災により災害査定を受けた6箇所のうち1箇所を担当。

複数の災害査定箇所をひとつの工事として発注する合冊工事があるため工事数は下記のとおり8件。

(1) 年度当初は3件の工事監督。

A 河川災害査定1箇所の工事

令和元年7月完成

B 河川災害査定3箇所、道路災害査定1箇所の合冊工事

令和2年3月完成予定

C 河川災害査定3箇所、道路災害査定1箇所の合冊工事

令和2年3月完成予定

いずれも平成30年度にからの繰越工事。

(2) 年度当初に実施設計書を作成して発注し、監督した工事2件。

D 河川災害査定1箇所の工事

令和元年10月完成

E 河川災害査定1箇所の工事 ※これは平成30年災

令和2年1月完成

(3) 令和元年7月から監督した工事1件。

F 河川災害査定1箇所、道路災害査定1箇所の合冊工事

令和元年9月完成

職員の転職により工事途中から担当したもの。平成30年度からの繰越工事。

(4) 令和元年度の後半から監督になった工事2件。

G 道路災害査定3箇所の合冊工事

H 道路災害査定1箇所の工事

2件とも県が管理する河川の堤防上の道路。県が護岸復旧工事を施工中のため、県の工事の完成後に本格的に施工する。令和2年度への繰越工事。

その他として、新たに崩壊箇所が見つかり復旧の要望が寄せられた場合に施工する単独災害復旧工事を担当している。担当工事の仮設道路を利用して施工するなどの必要もあり、速やかに実施設計書を作成して施工している。

4 完成した箇所について

工事A：急流河川が長大な延長にわたり崩壊した箇所。平成30年に発注し令和元年7月に完成。

工種：ブロック積、底張コンクリート

(着工前)



(工事中)



(完成)



(着工前)



(完成)



(検査)



工事D：年度当初に実施設計を行い発注した箇所。復旧延長は短い。令和元年10月に完成。

工種：ブロック積、底張コンクリート

(着工前)



(完成)



(検査)



工事E：年度当初に実施設計を行い発注した箇所。(※平成30年災)令和2年1月に完成。

工種：石積

(着工前)



(工事中)



(完成)



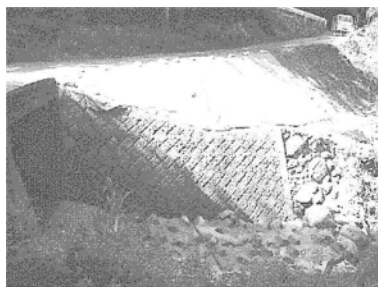
工事F：道路災害査定を受けた箇所。転職した職員が実施設計書を作成し、工事開始後、工事監督を引継ぎ、令和元年9月に完成。

工種：ブロック積

(着工前)



(完成間近)



(検査)



(着工前)



(完成間近)



工事F：河川災害査定を受けた箇所。

工種：ブロック積

(着工前)



(完成)



(検査)



(着工前)



(完成)



→仮設道路の設置の際に
樹木の撤去を伴った。

5 業務全般について

監督した工事で令和2年2月までに完成したものは上記の4件。工事監督時に設計変更の判断が難しい場合は、主に福岡県職員に助言を求めて速やかに判断して指示を行い工事を進めた。また、工事完成後に施工業者がすぐに次の工事を受注できるよう工事監督と並行して変更設計書を作成し、工期内に検査ができるようにした。

東峰村は施工業者が少ないため、合冊により工事件数を少なくして発注しているが、そのため工事1件の復旧箇所が多く、これに建設機材、材料、作業人員の不足が重なったことで、完成に日数を要している。また、傾斜が急で狭小な箇所が多数あり、作業空間の確保、仮設道路の設置などで工事着手までに日数を要し、田などに仮設道路を設けた場合には撤去、後片付けにも手間がかかっているが、困難を克服して工事を完成させている施工業者各位の努力に感謝し、工事監督と変更設計書作成業務を継続したい。

最後に、不幸にして数多くの災害が発生した場合、北九州市では、できるだけ工事を分けて複数の施工業者で工を行い、早期に復旧を図ることができると考える。

東峰村災害復旧事業の支援活動に携わって

派遣先 東峰村 建設水道課 災害対策室
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 田中 秀俊
活動期間 平成31年4月1日～（継続中）

1 はじめに

私は、平成29年九州北部豪雨災害の被災自治体である福岡県東峰村の復旧・復興事業に携わる北九州市任期付職員として、平成31年4月から1年間、災害復旧工事の工事発注・監督業務等に携わって参りました。

任期付職員として採用される以前は、約40年間、民間の建設コンサルタント会社に勤務し、道路を中心とした測量・調査・設計に携わってきましたが、行政の立場での仕事は今回の派遣が初めてであり、赴任当初は果たして自分で務まるだろうかと、少し不安に駆られたことが思い出されます。

しかしながら、配属された東峰村役場災害対策室の職員の方々をはじめ役場の皆さんに暖かく迎えて頂いた上に、公私にわたる適切なアドバイス等のお陰もあり、どうかこの一年、無事に職務を終えたことができたことに安堵しているというのが正直なところです。

以下に、東峰村での災害復旧事業の支援活動報告として、簡単ではありますが、この一年を振り返りまとめてみたいと思います。

2 現地での業務

東峰村に赴任後、私は東峰村の災害対策室公共土木災害係（公共災）の一員として、主に河川災害復旧工事の設計・積算・発注、工事発注後の工事監督、関係地権者との立会や関連する農業災害復旧事業等との調整、工事完成間近となれば設計変更と変更工事費を確定後、竣工検査完了までの一連の業務を担当しました。

3 現地での活動経過

赴任時、前任者が平成30年度に3件の工事発注を済ませていましたが、うち工事に着手されていた工事は1件のみで、工事進捗率は約50%の段階でした。

この工事は2河川の3災害査定に亘る工事のうち、1河川の2査定分の工事は概ね完了していましたが、最も工事規模の大きい査定分が残っており、田畑の耕作が本格化する前の復旧工事の完了へ向けて工事が本格化しているところでした。

令和元年12月末までに2件の工事が無事完了しましたので、工事完了までの経過報告として、この2件について以下に要約列挙致します。

(1) 奈良尾川河川災害復旧工事（第365号、第437号、第491号）

【4月中旬～5月下旬】

- ・ 先行して工事が完了している奈良尾川2査定分の設計変更に着手しました。
（5工区分の設計変更のための図面、数量計算書を作成しました。）
- ・ また、並行して施工中の栗林川については、5工区以降の4工区の丁張、支持地盤、墨上げ等の段階確認と現場監督に従事しました。

【6月上旬～7月下旬】

- ・ 栗林川9工区分の査定工事については、施工完了した工区より順次、出来形確認を行い、設計変更のための図面、数量計算書を作成しました。
- ・ 設計変更のための図面、数量計算書の作成後、クロスチェックを行い、最終数量を確定し、積算システムによる最終設計変更額の積算を行いました。
- ・ 契約工期内の7月30日、副村長及び建設水道課長による竣工検査を受け、特に指摘事項もなく、復旧工事の竣工検査を完了しました。

（栗林川第365号2工区）



（被災後）



（工事完了後）

(2) 栗林川河川災害復旧工事（第257号）

【8月上旬～9月下旬】

- ・ 当工事は延長約132m内に左岸2工区（L＝約38m）、右岸7工区（L＝約59m）をコンクリートブロック積みにて護岸復旧を行う工事です。特に下流側に位置する1工区及び2工区は家屋が近接する工区であり、工事による家屋への影響が懸念されたことから、工事に先立ち関係地権者と立会を行い、事前の了解を得ることに尽力しました。
- ・ また、工事対象区間のほとんどは空石積みの区間であり、災害査定を受けた復旧箇所近傍には護岸の崩壊や抜け落ち箇所が散在したことから、関係地権者からはコンクリート充填等による石積の復旧等の要望がありました。
- ・ しかし、災害復旧工事は査定箇所の原形復旧が基本であり、査定箇所以外の復旧は不可能なため、この対応は村単独の災害復旧工事（単災）として、実施する箇所を選定することとしました。

【10月上旬～12月下旬】

- ・ 地元地権者との立会后、工事進入路の設置に着手し、下流側工区から上流側工区に向けて順次、復旧工事を進めて行きましたが、家屋への影響が懸念された工区を含めて順調に工事を進めることができたため、工事着手後約3ヶ月半で現地作業は概ね終了しました。
- ・ 設計変更等の諸手続完了後、契約工期内の12月25日、建設水道課長による復旧工事の竣工検査を受け、無事終了致しました。

(栗林川第257号2工区)



(被災後)



(工事完了後)

4 現地での業務で困難であった点や活動を通して印象に残ったこと

(1) 復旧工事を担う建設業者の人材不足

復旧工事の発注にあたり、東峰村の指名業者（8社）だけでは対応が困難なため、村外業者を含めて発注手続きを進めています。いずれの建設業者も人材が不足しているため、入札不調となることがあります。

また、復旧工事が落札され契約に至っても、手持ち工事と人材不足から現場作業の着手や作業工程が思ったように進まないことも多々あります。

(2) 査定復旧工事についての地元調整

先述したように、災害復旧箇所近傍には、災害査定にのらない護岸の被災箇所が散在することも多く、何らかの処置を地元住民から求められます。

しかし、災害復旧は査定箇所以外の復旧は不可能なため、その旨を地元住民へご理解頂くことに腐心しています。

また、東峰村の管轄する河川は、ほとんどが谷間の小河川であり、空石積みによる田畑が連なる棚田地形が散在しております。一方、河床には自然に堆積した転石を利用した淵や取水口等が形成されています。

このような状況下、復旧工事には建設機械の搬入路確保や護岸築造のための掘削等が不可欠であり、河床の改変は避けられません。しかし、復旧工事が進むにつれ被災前の河床状況との変化に対して、地元住民からの苦情や要望が出てくることも多く、復旧工事への理解を得るための地元対応に苦慮しました。

(3) 査定復旧箇所近傍の単災対応

一方、災害復旧箇所の近傍には、護岸崩壊箇所が小規模で災害査定適用除外と

なるケースや災害査定時に見落とされた箇所があります。これらの対応は災害復旧工事（単災）として実施する必要があります。

下記に示す箇所は、災害査定時、岩盤が露出した状況から自然河岸と判断し護岸崩壊が見落とされたものと推測され、復旧工事着手時の地元住民との立会により護岸崩壊と流出が判明、単災の災害復旧工事を行ったものです。

河川の構造等が整理された管理台帳等が整備されていれば、このような被災箇所の見落とすは生じにくいものと思います。

しかし、「平成29年九州北部豪雨」で被災した東峰村の場合、被災範囲が広域で被害も甚大であり、かつ管理する河川が谷間の小河川で散在することから、やむを得ないことではなかったかと判断します。

(栗林川第257号5工区付近)



【単災復旧前】



【単災復旧後】

5 本市の防災に必要なこと

北九州市の管理する河川は、東峰村の管理する河川のように谷間に位置する小河川は少なく、かつ護岸等も整備された河川が多いものと思います。

しかし、今後発生するかもしれない災害に備えて、いま一度、河川台帳等の整備確認を行うことにより、被災時に被災箇所を迅速に把握できるようにすることが肝要かと考えます。

6 おわりに

平成29年の災害発生から4年目を迎えますが、東峰村の災害復旧・復興はまだ道半ばといえます。

一方、私は北九州市の任期付職員として東峰村へ派遣されてから1年が経過しようとしています。ようやく災害復旧事業の全体の流れが把握・理解できてきた状況です。引き続き令和2年度も東峰村への災害派遣が続くことになれば、今まで以上に災害からの復旧・復興に尽力したいと思っています。